

(案)

鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(鎌ヶ谷市決定)

鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区中 2 2 号西佐津間二丁目 D 生産緑地地区ほか 4 地区を次のように変更する。

名 称			面積	備考	
番号	生 産 緑 地 名				
22	西佐津間二丁目D生産緑地地区		約 - ha	廃止 △約 0.14ha	
25	南佐津間C生産緑地地区		約 - ha	廃止 △約 0.14ha	
92	南初富三丁目B生産緑地地区		約 - ha	廃止 △約 0.39ha	
104	東初富三丁目C生産緑地地区		約 0.54ha	一部廃止 △約 0.28ha	
111	東道野辺一丁目A生産緑地地区		約 1.09ha	錯誤 約0.13ha	
				一部廃止 △約 0.03ha	
合 計		5	地区	約 1.63ha	廃止 △約 0.67ha 一部廃止 △約 0.31ha 錯誤 約0.13ha 計 △約 0.85ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

下記理由により、生産緑地地区の区域及び面積について本書のとおり変更を行うものである。

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 3 条第 1 項第 3 号の指定要件を満たさなくなったこと、及び第 1 4 条により行為の制限が解除され、生産緑地地区としての機能が失われたことに伴い廃止及び一部廃止を行う。